

パーソナルアシスタント町田通信

PAM 事務所で事務局会議を開催しました。

4月25日(木)にPAM事務所で事務局会議を開催しました。

24年度上半期を終えて PAM・PASの所感を掲載します。

PAM 所長代理・副所長竹田より

今年度は障がい者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行、同意書と雇用契約書の更新がありました。

受給時間と単価は厳しいまま社会保障料の値上がりにより人件費は引き続き大きな問題です。給与の支払いがかわるヘルパーさんたちへの説明や私たちの生活に直結する総合支援法の注視を怠らずに低い単価と社会保障の値上がりに対応する低コスト、高精度な運営が求められる年とPAMでは考えております。

具体的には在宅ワークを含む給料計算の精度向上、

自立支援とガイドブックの精査、

特定事業所加算は事業所をまたぎ特定事業所加算担当と研修担当がいるので効率よく達成するための確認、数値化と可視化による感覚に頼らない考え方、見える化シートのチェックにより不要なミス減らすことを目標にしております。

下半期もそれらを推進し余力を作り、総合支援法の注視と指定特定相談支援事業の潤滑な開始をいたします。

PAS 所長後藤より

上半期はPAS初めての利用様見込みの方に始まりその方の移転支援で終わる。という感じでした。最初はPAS全員で対応したのですが、不手際も多く、最終的にはPAMにも御協力して頂く事になってしまい、安藤社長を始め、PAMの皆様には深く感謝しています。全てが初めての事ばかりで、相談支援員の任命から始まり、助成金の申請、その他の公的な申請、それに伴うルールなどにより、予定よりも引越しが2ヶ月以上ずれ込みました。上記のような行政のルール認識不足によりヘルパーさん募集を早期に行ってしまう、募集採用したヘルパーの皆様にも多大なご迷惑を掛けていることをスタッフ全員反省しています。又、ヘルパーさんの勤務が遅れている事でご迷惑を考慮し、2度のカンファレンス開催、初任者研修、K様介助ビデオ研修などを立て続けに行い、少しでも時給を発生させるという手法で対応してきましたが、実際ヘルパーさんの生活もあり、働きたい方には、雀の涙としかならず、もっと事業所とヘルパーさんとのコミュニケーションを取って不満や苦情、相談や不安に対処するべきだったと反省しています。次回からは、同じミスの無いように社内に対応策を出し合い、検討しています。「これでよし」というマニュアルはありませんが、失敗を糧にして、下半期に活かして行き、更に良いものにして行きたいと思います。

営業面においては、頸損会への加入、神奈リハへの訪問、生きる会・障害者の生活を創る会での学習会での講師などやらせて頂き、障害者団体との交流も深めています。その上で、当社 100 名以上のヘルパー在籍企業として、色々なご相談には乗らせて頂きたい旨をお伝えしています。

下半期に向けては、今までの広報活動から、勧誘と云う形も含め、成果を上げたいと思っています。

又、総合支援法に伴う事項については、PAM 同様の書類上の手続き更新等を迅速に行いたいと思います。